

決裁区分	甲 乙 (丙)	文書分類	送付 片内・議案・令達	福議	取第 117 号
保存	1 3 5 10 15 (永)	廃棄	年 月	F.No.	A 6 2 0
取扱上注意	至急 秘	添付物	起案	42年 8月 1日	
浄書区分	本 控 計	用紙	決裁	年 月 日	
浄書	☐ タイプ原・力	☐ 更紙	施行	年 月 日	
送	☐ 孔版	☐ 中質紙	先方文書	年 月 日付	
要求	☒ 手書複写	☐ 上質紙		第 号	
	☐ ペン書	☐ タイプ紙		年 月 日收受	
		☒ その他			
浄書照合	公印施	行機・管係長	発示	作成 8月 16日迄	発送 月 日迄
			完了表示	作成 月 日了	発送 月 日了
主	起案者係	係長	局長	委員長	副議長
管	氏名 市川 昭利				
あて先発信者	東京都知事 美濃部 亮吉	合	総務課長	収入役	助 役 町 長
注意事項	福生町議会 田村 匡雄	議	文書係長		
件名	会議録の送付について				
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 申請 通知 決定 実施 してよろしいか伺います。					
送付 します。 42.8.15					

別紙

1. 昭和42年8月4日臨時会 5月29日

福議発第一一七号

昭和四二年八月二五日

東京都知事

美濃部亮吉殿

福生町議会議長 田村匡



会議録の送付について

昭和四十二年第四回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。





昭和四十二年
第四回臨時會

自五月二十九日
至
月
日

福生町議會議錄

第六号

第
号

第四回臨時

第四回臨時生町議會議時 會會議錄 (第六号)

昭和四年 五月十九日臨時生町議會議場に第四回臨時生町議會議時 會が招集された。

出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 一番 杉本省雄 君 | 二番 松本平九郎 君 | 三番 伊東忠次郎 君 |
| 四番 石川繁治 君 | 五番 小林暢吉 君 | 六番 高橋子春 君 |
| 七番 伴沢弘之 君 | 八番 中里元一 君 | 九番 大野行夫 君 |
| 十番 川杉重雄 君 | 十一番 中西虎蔵 君 | 十二番 — 君 |
| 十三番 中村国太 君 | 十四番 末次性男 君 | 十五番 森田秀雄 君 |
| 十六番 加藤清一 君 | 十七番 水谷清一 君 | 十八番 岡本吉 君 |
| 十九番 高波 忠 君 | 二十番 石川信義 君 | 二十一番 大野秀伍 君 |
| 二十二番 堀野鉄之助 君 | 二十三番 岩田 博 君 | 二十四番 田村匡雄 君 |
- 欠席議員は次のとおりである。
- 十三番 小堀仁七 君

一 欠身は次のとおりである。

下し

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 島田 猛 君 係長 野崎 薫 君 主事 市川昭利 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 森田幸造 君 収入役 秋山誠一 君

教育長 藤崎俊夫 君 主 査 室 大野忠一 君 主 査 室 貴井善代次 君

主 査 室 橋本厚蔵 君 主 査 室 田村忠雄 君 主 査 室 山田信二 君

課 税 務 長 古谷徳男 君 課 住 民 乙津宗吉 君 課 民 生 長 森田 武 君

課 産 業 長 上野重勝 君 課 土 木 課 長 兼 市 計 課 長 森田 猛 君 課 水 道 長 生子国利 君

課 教 育 長 高水 本 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 今議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第三三三号 東京都府村公営住宅共同設置する関係

団体の数を減らし、および東京都府村公営住宅

員会共同設置規約の変更について

日程第四 議案第三四号 福生財政局再建計画の変更について

日程第五 陳情第六号 汚水終末処理施設整備及び下水道料金の

改正に関する陳情書

午前九時開議

議長(田村雄雄君) お早うございませう。 お忙しいところお集り

いただきましてありがとうございます。

ただいまから昭和四十二年第四回福生財議会議臨時会を開催いたします。出席議員は現在二十三名であります。おろ本日

の議会は成立いたしました。ただいま本日の会議を開きます。

日程に入る前に理事者からご挨拶を願います。

(福生財局長職務代理者福生財助役森田幸造君登壇)

。福生町長取次代理者福生町助役（森田幸造君） 本日は町財政再建特別措置法に基き、計画変更等の他の法律につきまして臨時会をお願ひ申しあげましたところ、いふ私にもご多忙の中を早朝から伺ひとんど全員の議員各位のご参集を賜りまして開催できましたことを厚くお礼申しあげます。以下私どもといたしましては日程に従いまして説明申しあげ、ご承をいただく方々をお待ちしておりますのでよろしく慎重審議のすえご決のほどをお願い申しあげます。甚だ簡単でございますがご決政にかへさすべく、以下ご承をいただきます。

議長（田村匡雄君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。署名議員の指名は会議規則第九条の規定により議長において指名いたします。

四番	石川東弥議員
五番	小林陽吉議員
六番	高橋千春議員

以上三名の氏にお願ひいたします。

議長（田村匡雄君） この際報告事項がありますので事務局長をこゝへ報告いたします。

（島田謙会事務局長報告）

- 一、昭和四十二年福生町議会第四回臨時会の招集についで（省略）
- 一、議案説明員の名簿要求についで（省略）
- 一、理事者からの提出議案（省略）

議長（田村匡雄君） 日程第二会期の決定と議題に供します。本会期についで、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長より報告願います。

（田村未次は男君登壇）

田村未次は男君 報告いたします。ただいま議長より招集の通知があり、下の議会運営委員会の審議結果についで報告いたします。

本日の臨時会の招集に先立ち、五月二十五日午前十時から、議会運営委員会を開催し、検討の結果、今次臨時会の会期について本日一、日限りとし、討論するにいたり、理事者より報告いたします。

して、日程につくはお手もとに配加のとおり三件であり議案
第三十三号につくは加入関係市町村の同一内容の議案を審議し
議決の結果知事の認可を経て施行される規約の改定であり
議案第三十四号につくは膨大な予算編成の承認に下つた
計画変更はありすべし是れ案件も少なからざるものと
事有かり詳細な説明を聞くことにより納得をいただけるものと
委員会が判断したためであります。特に三十四号議案につくは
全員協議会もあわせ開催し十分協議すれば今期一日につくは
ご協力得られるものと詰論されたためであります。また陳情に
つづくは会議規則の定めるところに従い担当の委員会に付託の上
閉会中の継続審査を願うことに決定した次第でございます。
以上審議の概況を申しあげ報告いたします。
議長(田村匡雄君) 今期につきすくは正副議長より報告
されたとおり五月二十九日一日間と決定したと思ひますがこ
れに異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。決定した一まち。
議長(田村匡雄君) 日程第三十三号東京市町村公平委
員会を共同設置する関係団体数を減少し、および東京市町村
公平委員会共同設置規約の変更につくは議題に供します。
事務局として議案の朗読をいたさせます。

(野澤謙平係長朗読) 省略
議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明をお願いします。

(福生市長職務代理者福生助役森田幸造君登壇)

福生市長職務代理者福生助役(森田幸造君) お許しをいただい
て、議案第三十三号につくはすくはご説明を申しあげたいと思ひ
ます。

まず、本案は東京市町村公平委員会を共同設置する関係団
体数を減少し、および東京市町村公平委員会共同設置規約の一部
を変更しすくはするものとすすか、この議決をいただくま
で東京市町村の認可を得るため、この条子が効力を発生す
るものとすすか、現在この法公平委員会を構成してあります
関係団体をご参考までに申しあげます。福生、羽

町の横田重左エ門さんと福城山より山田重雄さん、国立市より井上正市さん以上三名の委員さんかすぐに選定されておりますことをお知らせして報告申し上げて、ご参考にしていただくと存じます。お事をごぞいます。よろしくご審議の上ご決定のほどお願い申し上げます。

議長(田村匡雄君) これより質疑を行います。

(異議なしと叫ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) これにて質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。議定案第三十三号は原案どおり決するに同意議ありとせんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 同意議なしと認めます。よろしく議定案第三十三号は原案どおり可決いたします。

議長(田村匡雄君) 日程第四議定案第三十四号福生市財政再建計画の変更について議決いたします。事務局長より議定案の朗読をいただきます。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明を求めます。

(福生市長事務代理者福生市助役森田幸造君登壇)

福生市長事務代理者福生市助役(森田幸造君) お許しをいただきます。議定案第三十四号福生市財政再建計画の変更について、説明申しあげたいと存じます。ご案内のとおり昭和四十五年当初予算におきましては旧来の既定計画を基本として、当初予算が編成されておりました。申すところ、これは昭和四十五年の骨格的な予算にすぎないものでございまして、これか予算を二議決する時点におきましては歳入その他の面におきましてその的確を期することができませんために当局のご指示もあつたか、予算を編成したお事でございます。その後歳入等におきまして明確を期することができよう、今後幾階に相なりまして、さらに昭和四十五年度におきまして過般取組のベースアップ等も行つた関係もあり、大いにその歳入、歳出につきまして既定計画を要する必要がございまして、この変更計画をご提案申し上げたお事でございます。その変更内容につきましてはお手もとに差しあげてござい

